

津山市立教育・保育施設再構築計画

(平成27年度～平成31年度)

平成27年5月

津山市

目次

第1章 基本方針	1
基本方針の策定に当たって	2
1 津山市立教育・保育施設再構築計画の位置付け	3
2 津山市における幼児教育の基本理念	3
3 公立幼稚園の現状	3
4 津山市公立幼稚園将来計画の検証	4
5 公立幼稚園の再構築基本方針	6
【用語・内容解説】	9
【関連資料】	11
第2章 実施計画	17
実施計画の策定に当たって	18
1 計画期間	19
2 公立幼稚園の役割	19
3 津山市立教育・保育施設の再構築	21
4 再構築に伴う課題への対応	28
5 再構築のスケジュール（年次計画）	30
6 再構築後の幼稚園等において推進する取組	31
7 その他	31
資料編	33

【本計画の構成について】

本計画の策定に当たっては、まず基本方針を平成26年11月26日に政策決定した後、この基本方針に基づいて実施計画を作成し、平成27年5月11日に改めて政策決定しており、パブリックコメントもそれぞれ実施しています。

そのため、本計画書は、個別に決定した基本方針及び実施計画の2章で構成されています。

第 1 章

基 本 方 針

基本方針の策定に当たって

近年、少子化、核家族化、保護者の就労形態の変化などに伴って、保育所（園）では園児数が増加する一方、幼稚園では減少しており、特に公立幼稚園においては減少の傾向が顕著です。

こうした中、本市では、平成20年2月に公立と私立それぞれの幼稚園と保育所（園）の関係者や学識経験者で構成された「津山市幼児教育検討委員会」（1）に対し、「本市における幼児教育の基本理念、及びあたらしい時代に対応した幼児教育のあり方について」を諮問し、平成21年3月に答申を受けました。この答申を踏まえ、平成22年3月に「津山市公立幼稚園将来計画」（2）を策定し、適正配置や再編案などを決めました。

しかし、この計画策定と時を同じくして、国において、子ども・子育て支援施策の大幅な改正に向けた検討が始まったため、計画の実施を一時休止し国の動向を見守らざるを得なくなりました。

その後、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（3）が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（4）が始まることとなりました。

本市においても「子ども・子育て審議会」（5）を設置し、保護者のニーズに基づいた教育・保育の提供体制などについて定めた「津山市子ども・子育て支援事業計画」（6）の策定を進めています。

このような状況から、公立幼稚園の再構築について早急に着手する必要性があり、その基本方針を定めるものです。

1 津山市立教育・保育施設再構築計画の位置付け

津山市立教育・保育施設再構築計画（以下「再構築計画」という。）は、津山市公立幼稚園将来計画（以下「将来計画」という。）に代わるものとして位置付け、公立保育所の統合、再編、民間委託などの機能面について計画した「津山市公立保育所将来計画」（ 7 ）とも連携を取った計画とします。

この再構築計画の策定に当たっては、まず公立幼稚園の現状を踏まえて、将来計画を検証し、津山市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）と整合を図りながら、基本方針を策定します。そして、この基本方針に基づいた実施計画を策定し、基本方針と実施計画で構成された計画を再構築計画とします（図 1 ）。

2 津山市における幼児教育の基本理念

将来計画では「津山市における幼児教育の理念と展望」（別紙 1 ）を、本市における幼児教育の基本理念としています。

再構築計画においても、この「津山市における幼児教育の理念と展望」を幼児教育の基本理念として継承します。

また、この基本理念の実践を目指し、平成 25 年 2 月に作成された「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」（ 8 ）は、今後においても教育・保育カリキュラムの基礎として位置付けます。

3 公立幼稚園の現状

（ 1 ）園児数

平成 16 年度には 552 人、将来計画策定時に基礎となった平成 21 年度には 428 人の園児が在籍していました。さらに、平成 26 年度には園児数が減少して 325 人となり、津山市内の教育・保育施設に在籍する児童全体に対する割合は、17.3%となっています。

私立幼稚園の園児数が微減している状況に比べ、公立幼稚園はこの 10 年で 227 人ももの大幅な減少がみられます（別表 1 ）。

また、平成 27 年度の園児数については、平成 26 年度の 4 歳児が 141 人であることから、新入園児数が平成 26 年度の 150 人程度と同数と仮定すると、合わせて 290 人程度となり、初めて 300 人を割り込むことが予想されます（別表 2 ）。

将来計画策定時（平成 22 年 3 月）以前から、園児数が少数の場合、集団教育の観点から、5 歳児・4 歳児合同クラス編制（以下「複式対応」という。）を行うこととしており、平成 22 年度は複式対応園が 2 園でし

た。その後、平成 24 年度には 4 園、平成 26 年度には 5 園が複式対応園となっています。

また、阿波幼稚園については、園児数が 5 名以下となったため、平成 24 年度末をもって休園としています（別表 3）。

（2）施設

現在、園舎が築 30 年以上経過している園が 10 園あるなど（別表 4）多くの園で老朽化が進み、補修や修繕で対応している状況です。特に、そのうちの 9 園が昭和 56 年 6 月 1 日以前に着工しているため、新耐震基準に対応していません。

また、施設の立地条件により、園児の送迎時等の駐車場不足や交通アクセスに問題が生じている園もあるなど、行事や事業の運営に支障が生じており、早急な対応を迫られています。

（3）職員

園児数の減少に伴い、園ごとの職員体制も小規模となっています。平成 26 年度の総職員数は 54 人で、13 人の園長のうち、9 人が非常勤嘱託員、また、41 人の教員のうち、19 人が非常勤嘱託員及び臨時職員となっており、総職員数に対する正規職員の占める割合は、48%と半数を割り込んでいる状況です（別表 5）。

また、複式対応園では、正規職員が 1 名のみの配置となっており、その職員への負担の増加等が大きな課題となっています。

4 津山市公立幼稚園将来計画の検証

公立幼稚園の現状や課題、子ども・子育て支援新制度（以下「支援新制度」という。）の趣旨を踏まえて、将来計画を検証し、基本方針に反映させます。

（1）将来計画を継承する項目

次の項目については、本市における幼児教育の基本理念に基づき、基本方針においてもその考え方を継承します。

公立幼稚園の役割

- ・ 幼児教育の質向上
- ・ 特別支援教育（ 9 ）の充実
- ・ 総合的な子育て支援の推進 など

1 学級の幼児数（ 1 学級 20 ～ 30 人）

預かり保育（ 10 ）の実施
私立幼稚園・保育所（園）との連携

（ 2 ）将来計画を見直す項目

支援事業計画と整合を図る必要があるため、次のように見直します。

ア 「エリア」の考え方

将来計画においては、旧津山市を5つのエリアに分け、旧加茂町、旧阿波村を1つのエリア、旧勝北町、旧久米町をそれぞれ1つのエリアの合計8エリアで再編を計画しています。

しかしながら支援新制度においては、教育・保育提供区域（ 11 ）（以下「提供区域」という。）を設けて、その提供区域ごとに量の見込みを把握し、提供体制を確保していくこととされています。このことから、公立幼稚園の再構築の区域も、支援事業計画の策定の中で審議された提供区域に改めます。

イ 拠点幼稚園の考え方

将来計画においては、エリアごとに拠点的役割を果たす園を拠点幼稚園として設定しています。

しかしながら、支援新制度により新たに提供区域を設定するため、この拠点幼稚園の考え方は廃止します。

（ 3 ）将来計画において、今後の検討が必要と示されていた項目

将来計画において検討課題となっていた次の項目については、支援新制度において考え方が示されたため、これに沿ったものとします。

ア 定員について

将来計画には、「定員が園の実態とかけ離れている状況が長年続いており、今後、定員の見直しを検討します。」と記載されています。

基本方針では、支援新制度により、支援事業計画の量の見込みに基づき、提供区域ごとに提供体制を整える定員とします。その場合、私立幼稚園、私立保育園等の定員を踏まえて設定します。

イ 1学年の学級数及び職員数について

将来計画には、「1学年1学級で1園の職員が3人体制という少数の教育者集団は好ましい状況ではありません。」と記載されています。

基本方針では、集団教育及び職員の質向上の観点から、1園当たり1学年2学級を原則とし、職員配置は学校教育法施行規則に基づく幼稚園設置基準により配置します。また、その配置については、正規職員の比率を高めるよう努めます。

ウ 3歳児保育について

将来計画には、「公立幼稚園での3歳児保育は今後の検討課題とします。」と記載されています。

基本方針では、学校教育法及び子ども・子育て支援法で幼児教育の対象を満3歳児以上と定めていること、並びに市民ニーズに鑑み、3歳児保育を実施します。

5 公立幼稚園の再構築基本方針

現状の分析と将来計画の検証結果を踏まえ、かつ、支援新制度に沿った再構築計画の基本方針を策定します。

(1) 再構築計画の基本理念

ア 本市における幼児教育の基本理念として、「津山市における幼児教育の理念と展望」を継承します。

イ 公立は、すべての子どもに必要とされる幼児教育を保障する責務を担っており、これを全うするための体制は、引き続き堅持します。

(2) 公立幼稚園の役割

公立幼稚園の役割としては、次のとおりとします。

幼児教育水準の確保

幼児教育の質向上のための研究

先進的・実験的幼児教育への取組

社会的な支援の必要性が高い子どもに対する教育保育の機会の確保

特別支援教育の充実

子育て支援の充実

保幼小連携(12)の推進

(3) 公立幼稚園の適正規模

ア 1学年の学級数及び職員数

集団教育及び職員の質向上の観点から、1園当たり1学年2学級を

原則とし、職員配置は学校教育法施行規則に基づく幼稚園設置基準により配置します。また、その配置に当たっては、正規職員の比率を高めるよう努めます。

イ 3歳児保育

学校教育法及び子ども・子育て支援法で幼児教育の対象を満3歳児以上と定めていること、並びに市民ニーズに鑑み、3歳児保育を実施します。

ウ 1学級の児童数

4歳児、5歳児においては原則として1学級20人～30人とします。
3歳児においては原則として1学級15人～20人とします。

ア～ウを踏まえた公立幼稚園の1園当たりの適正規模のイメージは、3歳児から5歳児の園児数が110人～160人となります（別表6）。

（4）公立幼稚園の区域と定員

ア 区域

支援事業計画の提供区域に従い、旧津山市、旧加茂町・阿波村、旧勝北町、旧久米町の4区域を再構築計画の区域とします。

イ 定員

支援事業計画の提供区域ごとの量の見込みに基づき、私立幼稚園や私立保育園等の定員を踏まえて、提供体制を整えます。

（5）公立幼稚園の配置

ア 配置

現在の公立幼稚園の全園廃止を前提とし、支援事業計画の量の見込みに基づき、適正規模を考慮した上で、再構築計画の区域ごとに園数を決定します。

イ 施設整備

基本方針に沿った再構築計画の実現に向けて、既存施設の利活用に加え、新施設の整備も検討します。その際は、提供区域ごとの施設数の調整が課題となるほか、設置場所によっては、通園手段等についての検討の必要性も想定されます。

ウ 施設形態

支援新制度の趣旨に鑑み、提供体制の確保の観点から、提供区域ご

との必要性に応じて認定こども園（ 13 ）を検討します。

（ 6 ）今後の進め方

今後は、この基本方針に則り、速やかに園数や規模、場所など、再構築の具体的な検討に入り、支援新制度と整合を図りながら、津山市教育・保育施設再構築計画の実施計画を策定します。策定に当たっては、関係者と協議し、理解を得ながら図 2 の組織体制により進めていきます。

【用語・内容解説】

(1) 津山市幼児教育検討委員会

平成 20 年 2 月発足、津山市における幼児教育の基本理念とあたらしい時代に対応した幼児教育のあり方に係る 7 項目について、津山市長と津山市教育長からの諮問を受け、平成 21 年 3 月「これからの津山市の幼児教育のあり方について（答申）」をまとめた。

委員会の構成員は、学識経験者、私立・公立の幼稚園・保育所（園）の園長、保護者会長、小学校長、行政関係者など。津山市における幼児教育の歴史において、公立と私立それぞれの幼稚園と保育所（園）の関係者が、幼児教育の制度や保育の内容と方法の改善・改革等をテーマとして初めて一堂に会して論議を重ねた。

(2) 津山市公立幼稚園将来計画

平成 21 年 3 月「これからの津山市の幼児教育のあり方について（答申）」を受け、公立幼稚園の活性化と役割の発揮を進めることを目的とした計画。平成 22 年 3 月に策定された。

(3) 子ども・子育て関連 3 法

平成 24 年 8 月に制定された法律で、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことを指す。

(4) 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児教育の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とする制度で、平成 27 年 4 月から本格実施される。

(5) 子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議等の事務を処理するために市町村が設置する諮問機関。津山市は平成 25 年 7 月に設置。

(6) 津山市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。平成 27 年度～31 年度を一期とした 5 年間の計画。現在、策定中。

(7) 津山市公立保育所将来計画

公立保育所を取り巻く環境の変化、問題点と課題に対応するため、平成 20 年 3 月に策定。公立保育所の統合、再編、民間委託などが計画されている。

(8) 津山市における就学前教育・保育カリキュラム

「津山市における幼児教育の理念と展望」に基づいた保育・教育を実践するため、私立保育園、公立保育所、私立幼稚園、公立幼稚園の代表者、および関係行政機関の職員で構成された「津山市における就学前教育・保育カリキュラム作成委員会」が作成。

保育園(所)・幼稚園での育ちと小学校教育への接続を考慮に入れながら、0歳から5歳児までの発達を見通した連続性のある保育・教育を実践するためのカリキュラム。

(9) 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

(10) 預かり保育

幼稚園で、通常の教育時間終了後及び長期休業期間中に、園児を対象に実施する保育のこと。

(11) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込」・「確保方策」を定める単位として設定する区域のこと。

(12) 保幼小連携

幼稚園・保育所などにおいて遊びを主導的活動として展開される幼児期の生活と、学校での集団生活のなかでの学習を主導的活動として展開される低学年教育とを、内容的・方法的な工夫によって、子どもにとって無理のないスムーズな接続を図ること、あるいはその条件整備のこと。

(13) 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認定を受けた施設のこと。

【関連資料】

別紙 1

津山市における幼児教育の理念と展望

幼児期の教育の大切さは、いかなる時代と社会においても説かれる普遍的な事象です。津山市においても、時代の推移と社会の変化に対応してきましたが、これまで公立と私立それぞれの幼稚園と保育所(園)の関係者が、幼児教育の制度や保育の内容と方法の改善・改革等を主題として一堂に会したことはありませんでした。津山市幼児教育検討委員会が設置されたいま、公・私・幼・保のそれぞれが重ねてきた経験と実績を今後の改善・改革に資すべきであるという願いのもと、私たちは、ここにあらためて津山市における幼児教育の理念を掲げ、理念が切り開く未来を展望しようとするものです。

私たちは、幼児教育とは「人生の最初期である幼児期の教育」のことであり、その幼児教育を実践する場面・言葉は「保育」である、という認識を共有しています。幼稚園、保育所の目的として、学校教育法と児童福祉法にそれぞれ掲げられている「保育」をこのように理解することで、保育内容の統合を推進し、その実現に努めます。

私たちは、まず何よりも、津山の子ども達の現実から出発します。何世代にもわたって津山に住んでいる家族の子どもや最近転入してきた家族の子ども、保育所(園)に通っている子どもや幼稚園に通っている子ども、兄弟姉妹の多い子どもや少ない子ども、市街地に住んでいる子どもや農村部に住んでいる子ども等、生活条件はさまざまですが、一人ひとりの子ども達の現実のなかで、その子ども達にとっての最善の利益とは何かを常に念頭におかなければなりません。

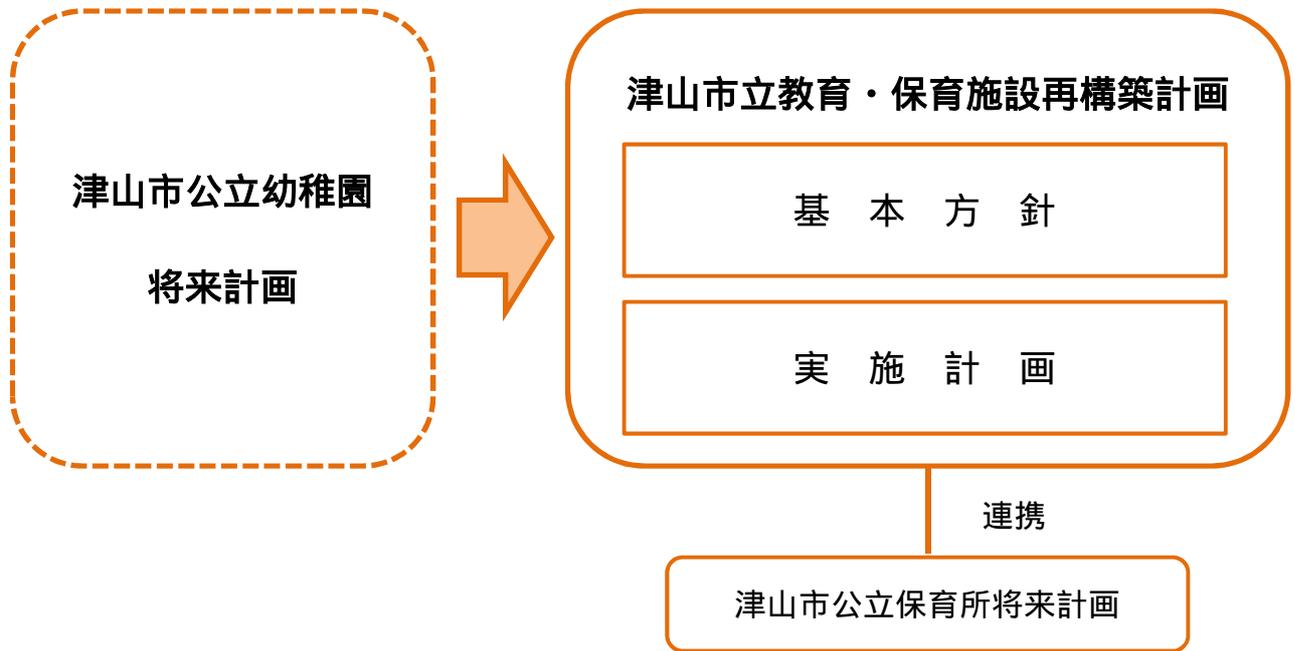
私たちは、さまざまな条件において生活している子どもが、やがて大人になり社会人になっていく人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考えます。いつか人生の岐路に立ったとき、記憶のなかの風景や大切な人のかつての言葉が魂を奮い立たせてくれるように、津山の自然と人との関わりの中で受けた幼児期の教育は、その人の心の深いところでの力となり、人生を励ます力になります。

私たちは、すべての子どもが健康な心と身体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかで生きることがめざします。そのため、保育環境の整備は、保育者や子ども達の人数、保育施設の数と配置、地域の状況など、あらゆる人的・物的環境の検討を踏まえて行うことが重要です。

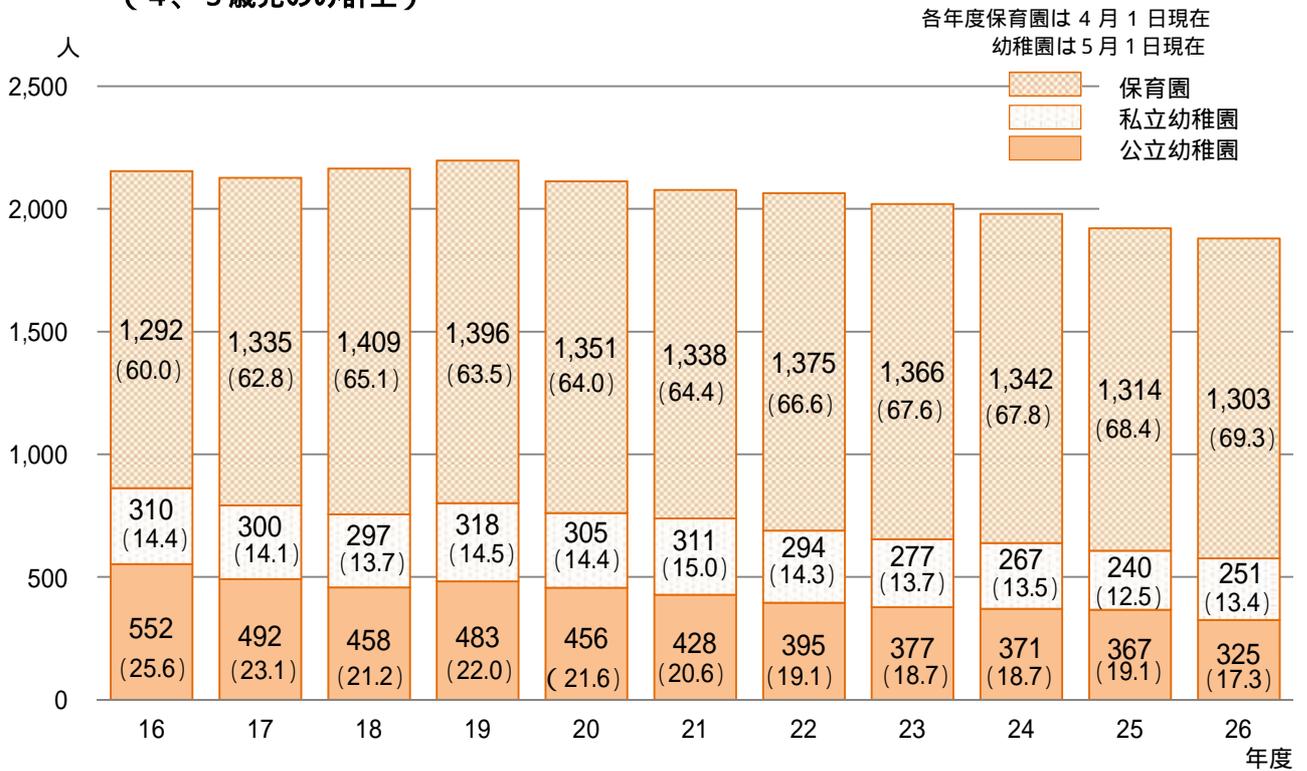
私たちは、さまざまな問題を抱えている子どもでも、すべての子どもが必要とされる幼児教育を受け、大事なことを身につけて成長していくことを願います。小学校への入学という節目までにすべての子どもが身につけておいて欲しいと願われることからの水準に関し、幼児教育の内容と方法の検討を進めます。

私たちは、子ども時代に十分に愛情をかけられ、優しい心をもつように育てられた人が、大人になってから周囲の人々に愛をもって接し、優しさを差し伸べることを知っています。幼児期の教育が生涯を通して培われる自己教育の礎となることを考えるとき、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそそがれる環境が用意される必要があります。父母その他の保護者、地域の大人そして幼児教育に携わる人々は、連携して、このような環境の創出とその維持に努めます。

図1 津山市立教育・保育施設再構築計画の位置付け

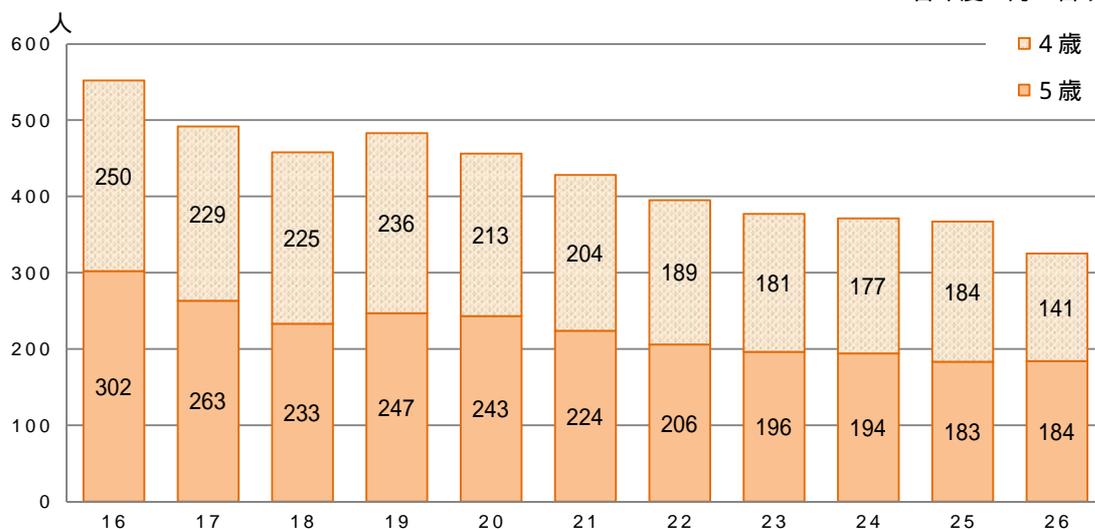


別表1 市内の教育・保育施設に在籍する児童の施設ごとの人数及び割合
(4、5歳児のみ計上)



別表2 公立幼稚園年度別4、5歳児園児数

各年度5月1日現在



別表3 公立幼稚園施設別年齢別園児数一覧表

平成26年5月1日現在

	定員	4歳児			5歳児			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
西幼稚園	140	2	3	5	3	1	4	5	4	9
東幼稚園	210	12	13	25	11	11	22	23	24	47
河辺幼稚園	140	3	6	9	14	6	20	17	12	29
大崎幼稚園	70	6	4	10	3	2	5	9	6	15
院庄幼稚園	70	4	2	6	1	5	6	5	7	12
鶴山幼稚園	210	16	11	27	17	16	33	33	27	60
田邑幼稚園	70	2	-	2	2	7	9	4	7	11
佐良山幼稚園	140	3	3	6	2	3	5	5	6	11
高田幼稚園	70	11	5	16	20	8	28	31	13	44
清泉幼稚園	70	4	3	7	5	1	6	9	4	13
成名幼稚園	70	7	7	14	18	9	27	25	16	41
二宮幼稚園	105	2	4	6	2	5	7	4	9	13
加茂幼稚園	105	5	3	8	6	6	12	11	9	20
阿波幼稚園	平成25年4月1日から休園中									
計	1,470	77	64	141	104	80	184	181	144	325

は複式対応園

別表4 公立幼稚園施設状況

平成26年5月1日現在

園名	定員 (人)	園地面積 (㎡) 1		建物面積 (㎡)		保育 可能 部屋数 2	園舎建築年月
		全園地		園舎			
			うち運動場		うち木造		
西幼稚園	140	2,310	466	519	519	5	S42.10、S53.3
東幼稚園	210	3,013	1,879	608		6	S49.3、S52.10
河辺幼稚園	140	2,621	1,044	520	10	4	S51.3、H2.2
大崎幼稚園	70	1,519	459	339		2	H1.3
院庄幼稚園	70	2,500	1,473	421		3	H12.1
鶴山幼稚園	210	3,276	1,498	675	665	5	S40.1
田邑幼稚園	70	1,730	940	302		2	S53.12
佐良山幼稚園	140	1,740	630	467		4	S51.3、S51.10
高田幼稚園	70	1,744	923	287		2	S57.3
清泉幼稚園	70	1,868	905	287		2	S44.2、S58.12
成名幼稚園	70	1,240	640	240	15	2	S55.3
二宮幼稚園	105	2,029	1,030	414		3	S52.3
加茂幼稚園	105	5,916 (4,149)	2,519 (1,282)	728	728	3	H5.3
阿波幼稚園	105	3,195	1,564	477		3	H11.1
合計	1,575	34,701 (4,149)	15,970 (1,282)	6,284	1,937		

1：()内は、園地面積のうち借用地面積。

2：保育可能部屋数は、遊戯室、職員室を除いた一定面積(40㎡)以上ある部屋数。

別表5 公立幼稚園職員配置状況

平成26年5月1日現在

園名	園児数	園長 1	学級担任教員		その他の 嘱託・臨時 職員 4	合計	学級担任 教員1人 当たりの 園児数
			教諭 2	臨時職員 の教員 3			
西幼稚園	9	1(1)	1	1		3	3
東幼稚園	47	1	2	1	2	6	8
河辺幼稚園	29	1(1)	2			3	10
大崎幼稚園	15	1(1)	1	1		3	5
院庄幼稚園	12	1(1)	1	2		4	3
鶴山幼稚園	60	1	3	2	2	8	8
田邑幼稚園	11	1(1)	1	1		3	4
佐良山幼稚園	11	1(1)	1	1		3	4
高田幼稚園	44	1(1)	2	1		4	11
清泉幼稚園	13	1(1)	2			3	4
成名幼稚園	41	1	2[1]	1		4	10
二宮幼稚園	13	1(1)	2[1]	2		5	3
加茂幼稚園	20	1	2		2	5	4
阿波幼稚園	平成25年4月1日から休園中						
合計	325	13(9)	22[2]	13	6	54	6

1：()は非常勤嘱託員の園長数(うち数)。

2：[]は育休中の職員数(うち数)。

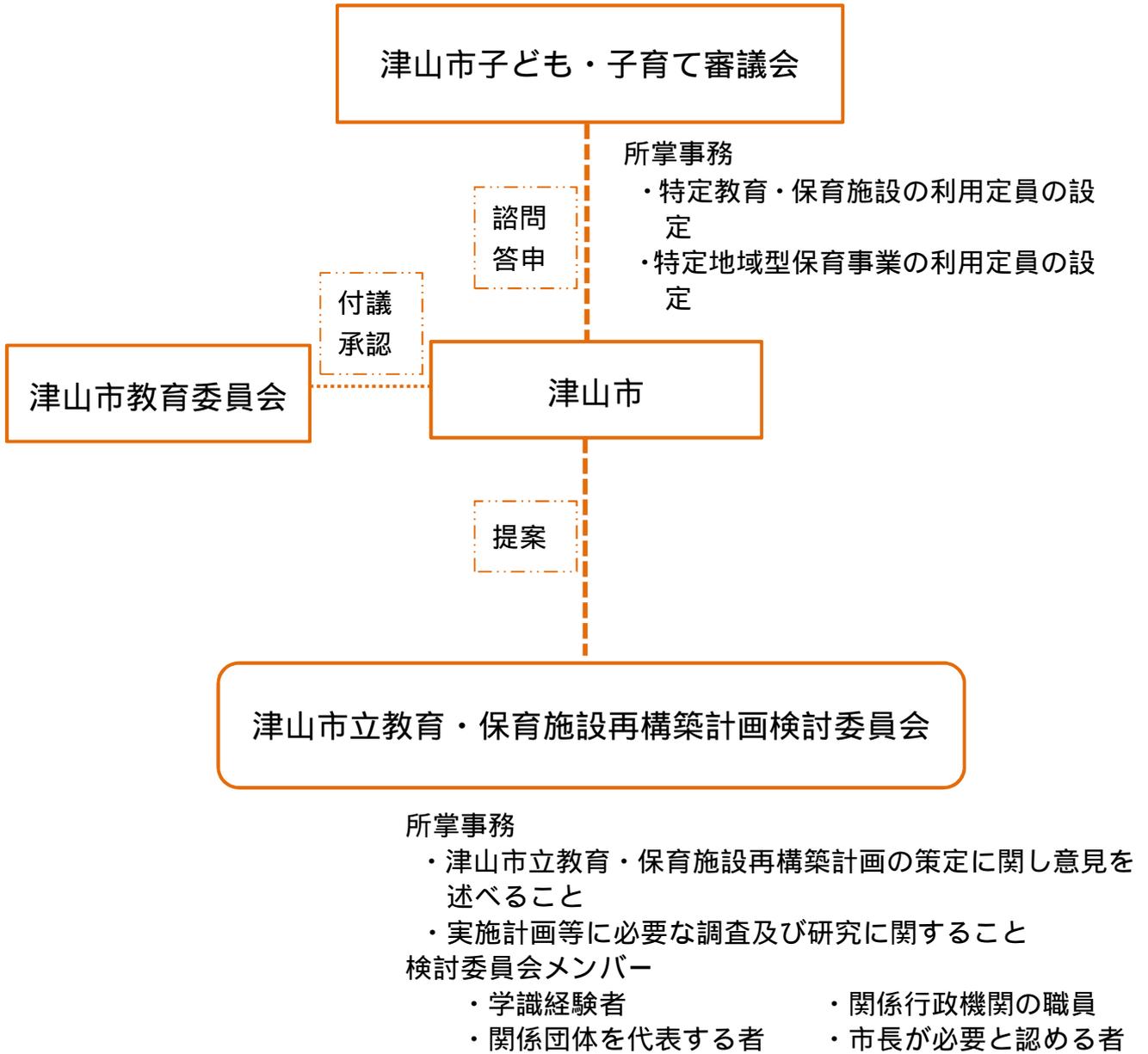
3：臨時職員には育休代員、複式対応職員、特別支援対応職員を計上。

4：預かり保育担当、園務補助員を計上。

別表6 再構築計画がめざす公立幼稚園の1園当たりの規模イメージ

学 年	園 児 数
5 歳 児	20～30人×2学級 = 40～60人
4 歳 児	20～30人×2学級 = 40～60人
3 歳 児	15～20人×2学級 = 30～40人
合 計	110～160人

図2 再構築計画策定の組織体制



第2章

実 施 計 画

実施計画の策定に当たって

本再構築計画の基本方針は、津山市子ども・子育て審議会への諮問・答申とパブリックコメントの実施を経て、平成 26 年 11 月 26 日に政策決定しました。

実施計画では、この基本方針の「5 公立幼稚園の再構築基本方針」で示した内容についてさらに検討を進め、今後の公立における幼児教育のあり方を明示した上で、それを実現するための 4 区域()における具体的な再構築計画と、再構築に伴って生じることが想定される諸課題への対応等について定めます。

なお、この再構築の取組を含め、一定の政策的事業の実施に当たっては、本市の最上位計画である「津山市総合計画」への位置付けが必要であり、現在策定中の第 5 次総合計画(平成 28 年度から平成 37 年度)の中で、より詳細かつ具体的な実施内容を定めていくこととなります。

旧津山市(津山地区)、旧加茂町・阿波村(加茂・阿波地区)、旧勝北町(勝北地区)、旧久米町(久米地区)

1 計画期間

本計画は、基本方針で定めたとおり〔P.3 参照〕、支援事業計画と整合を図りながら策定するものであり、支援事業の計画期間が平成 27 年度から平成 31 年度までであることから、これに合わせて本計画の期間も平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします（ ）。

各地区の具体的スケジュールについては 30 ページに掲載しています。

2 公立幼稚園の役割

（ 1 ）幼児教育水準の確保

幼稚園教育要領、「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」等に基づき、津山の将来を担う人づくりの基礎を培う幼児教育を実践し、心身の調和の取れた発達を目指します。

また、公立・私立や保育園(所)・幼稚園の別を問わず、市内のすべての幼児教育・保育施設において、子ども一人一人の将来的な育ちを展望した教育・保育が実践されるような取組を進め、本市の幼児教育水準を確保します。

（ 2 ）幼児教育の質向上のための研究

「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」の活用促進と内容の一層の充実に向け、着実な実践と検証に取り組むとともに、市内の私立幼稚園、私立保育園及び公立保育所との連携の下で実施する研修・研究事業の中心的役割を担います。

また、県教委、市教委、岡山県国公立幼稚園教育研究会等との連携を強化し、これらの関係機関との研修・研究事業の推進を図るなど、津山市の幼児教育の質向上のための研究に取り組みます。

（ 3 ）先進的・実験的幼児教育への取組

社会状況の変化に伴い生じる幼児教育や子育てに関する新たな課題の解決に向けて調査・研究を進め、先進的・実験的幼児教育に率先して取り組みます。

（ 4 ）社会的な支援の必要性が高い子どもに対する教育保育の機会の確保

一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、疾病・虐待・貧困その他の理由により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭に対し、適切な援助を行いながら教育保育の機会を確保します。

（ 5 ）特別支援教育の充実

障害児等の特別な支援が必要な子どもに関する専門的知識を有する職員を育成し、積極的な受入れを図るとともに、適切な就学指導や早期発見・早期

支援、インクルーシブ教育（ ）の実施体制の強化を図るなど、関係機関と連携して特別支援教育の充実に取り組みます。

特別な支援が必要な子どもも共に通常学級において学ぶ仕組み

(6) 子育て支援の充実

就園、未就園にかかわらず、市内全域の子育て家庭を対象として、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て支援を充実します。

(7) 保幼小連携の推進

就学前の子どもたちが小学校への憧れを持ち、自信と自己肯定感を持って就学できるよう、教育内容の相互理解の促進や学びと心の育ちの連続性の確保に資する保幼小連携の取組を推進します。

3 津山市立教育・保育施設の再構築

提供区域ごとに、取組方針や規模、配置、施設整備のあり方について定めます。

(1) 津山地区について

本地区の教育・保育施設は、公立幼稚園 12 園、私立幼稚園 3 園、公立保育所 1 園、私立保育園 23 園の計 39 園です。

再構築に伴い新たに設置する園（以下、「新設園」という。）の規模は、支援事業計画の量の見込みを充足するために公立幼稚園で受入れが必要な人数（以下「公立受入れ必要数」という。）を満たすものであるとともに、基本方針で示した適正規模に適合するものである必要があります。

また、園の運営や通園の利便性などの観点も踏まえ、新設園は 2 園とします。

ア 公立受入れ必要数の推計

公立受入れ必要数は、量の見込みから市内の私立幼稚園受入れ予定数を除いた人数となります。平成 30 年度における年齢別の公立受入れ必要数は、3 歳児が 110 人、4 歳児が 107 人、5 歳児が 108 人となります。

（表 1）

表 1

（単位：人）

		平成26年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (A)	3歳	/	241	249	246	241	235
	4歳		251	237	246	243	237
	5歳		250	249	236	244	242
	合計		742	735	728	728	714
私立教育 ・保育施設(B)	3歳	113	130	131	131	131	131
	4歳	128	135	136	136	136	136
	5歳	123	145	136	136	136	136
	合計	365	410	403	403	403	403
公立幼稚園の 受入れ必要 園児数推計 (A) - (B)	3歳	/	111	118	115	110	104
	4歳	133	116	101	110	107	101
	5歳	172	105	113	100	108	106
	合計	305	332	332	325	325	311
【参考】 保育園(所)	合計	2,724	2,697	2,662	2,620	2,593	2,538
	定員	2,500	2,500	2,578	2,578	2,577	2,575

平成 26 年度：幼稚園は 5 月 1 日統計値。保育園は平成 26 年 11 月 1 日時点の在園児数
平成 27 年度～平成 31 年度：津山市子ども・子育て支援事業計画（案）から抜粋

イ 必要学級数

必要な学級数は、年齢ごとの園児数推計（平成30年度時点）を、基本方針で示した適正規模における1学級の園児数（1）の最大値で除した数とし、3歳児は6学級、4歳児、5歳児は4学級となります（2）。

- 1 基本方針で示した適正規模
 - ・ 3歳児の1学級の園児数 15人～20人
 - ・ 4・5歳児の1学級の園児数 20人～30人
- 2 必要学級数の算定（1学級の園児数の最大値で除します。）
 - ・ 3歳児 110人 ÷ 20人 = 5.5学級 6学級
 - ・ 4歳児 107人 ÷ 30人 = 3.6学級 4学級
 - ・ 5歳児 108人 ÷ 30人 = 3.6学級 4学級

ウ 新設園の規模

新設園2園において、公立受入れ必要数を充足するとともに、基本方針に沿った適正規模を実現するためには、3歳児が3学級、4歳児及び5歳児がそれぞれ2学級必要です（表2）。ただし、利用定員については、入所申込みの状況や私立施設の受入れ状況、認定こども園への移行希望等に関する関係機関との協議を踏まえ、適正な範囲で設定することとします。

表2

再構築後の新設園の規模（2園）			
合計	360人	幼稚園A（認可定員：180人）	幼稚園B（認可定員：180人）
3歳	120人	60人（20人×3学級）	60人（20人×3学級）
4歳	120人	60人（30人×2学級）	60人（30人×2学級）
5歳	120人	60人（30人×2学級）	60人（30人×2学級）

基本方針で示した適正規模における1学級の園児数の最大値を用いて算出

エ 配置

新設園の配置場所については、多様な条件を総合的に検討した上で決定しますが、下記の事項については特に配慮することとします（図1）。

- 未就学児の人口分布
- 他の教育・保育施設の立地
- 通園の利便性

オ 施設整備

施設、立地等の状況に鑑み、既設園の建替えでは必要な規模等への対応に多くの課題があるため、新たな用地の取得も視野に入れた上で施設整備を検討します。

また、新設園の園舎等は、公立幼稚園の役割を果たすための機能を有す

るものとし、次のような施設や設備を検討します。

新設園に求められる認可定員の確保や預かり保育等の実施に必要な規模の園舎や園庭

幼児教育の質向上に向けた市内の教育・保育施設等との共同研究に必要な施設

特別な支援が必要な子どもの積極的な受入れが可能となるよう配慮した施設

未就園児を含む子育て家庭、地域住民等との交流促進や子育て相談が可能となる市内全域の子育て支援に資する施設

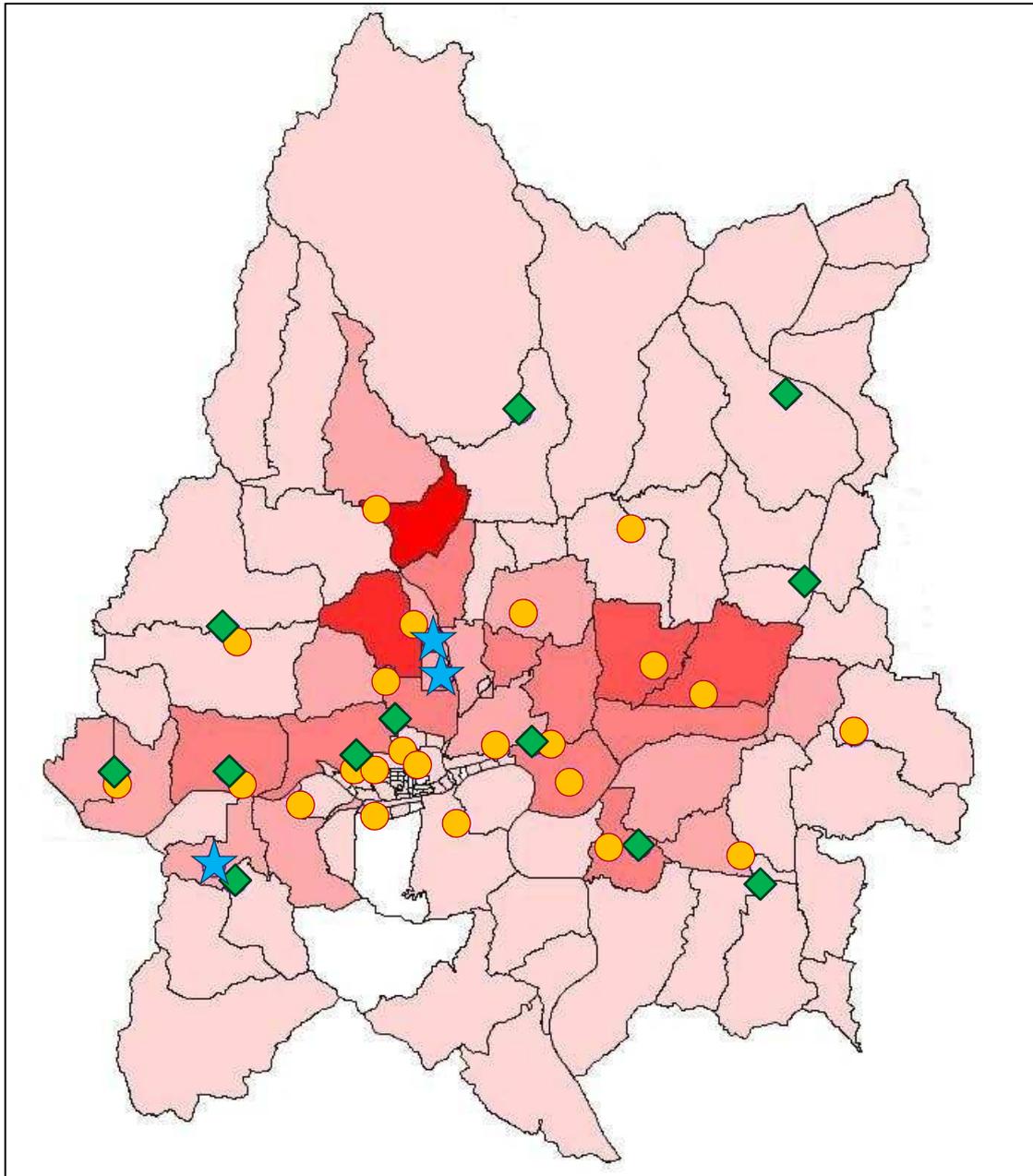
その他、基本方針に沿った施設や設備

駐車場については、園児の送迎時に支障をきたさないよう十分な面積を確保するとともに、必要に応じて進入路を整備します。

また、通園バスを運行する場合は、安全確保に必要な整備を行います。

図1 津山地区 教育・保育施設の配置状況と人口分布（3歳～5歳）

◆：公立幼稚園 ★：私立幼稚園 ●：公立・私立保育園



色	3～5歳人口（人）
白	0
淡色	1～ 30
浅色	31～ 60
中色	61～ 90
深色	91～120
暗色	121～150
赤	151～

(2) 加茂・阿波地区について

本地区の教育・保育施設は、加茂保育園（私立）、加茂幼稚園（公立）及び公郷保育所（公立）の3園と、平成25年4月1日から休園中の阿波幼稚園（公立）の計4園です。

阿波幼稚園を除く3園の現況として、まず、加茂保育園の現在の定員は70人で、それを超える入園希望があります。また、加茂幼稚園の平成27年1月における園児数は、20人で、今後も同様の人数で推移する見込みです（表3）。一方、公郷保育所の現在の定員は30人ですが、ここ数年、定員を割り続けています。

これらの状況と下記の教育・保育必要数を照らし合わせると、3園すべてが現状の体制を維持していくことは難しいため、公郷保育所は、休園中の阿波幼稚園と併せて廃止するとともに、加茂幼稚園については、加茂保育園と十分協議し、3歳児以上を対象とする幼保連携型認定こども園への移行に向けて検討することとします。

また、加茂幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合は、運営の民間委託を検討します。

ア 年齢別の教育・保育必要数の推計

表3

(単位：人)

	H26.11 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	9	7	7	7	7	6
1歳	11	18	17	18	17	16
2歳	22	21	19	18	18	18
3歳	29	25 (7)	23 (6)	22 (6)	21 (6)	19 (5)
4歳	23	26 (7)	25 (7)	24 (7)	22 (6)	21 (6)
5歳	29	21 (6)	26 (7)	25 (7)	22 (6)	21 (6)
合計	123	118 (20)	117 (20)	114 (20)	107 (18)	101 (17)

・H27年度以降の3歳以上の()は幼稚園希望者の内数

・H26.11実績値は、加茂保育園・加茂幼稚園・公郷保育所の年齢別園児数合計

イ 施設整備

加茂幼稚園の認定こども園への移行や預かり保育の継続実施に必要な改修等を行います。

(3) 勝北地区について

本地区の教育・保育施設は、勝北風の子こども園（公立保育所）1園のみです。

本地区の幼稚園希望者の需要を地区内で満たすことができるよう、勝北風の子こども園を幼保連携型認定こども園に移行します。

ア 年齢別の教育・保育必要数（量の見込みから算出）

年齢別の量の見込みから推計した教育・保育施設受入れ必要数は、平成30年度に、3歳児36人、4歳児38人、5歳児33人となります。（表4）そのうち、幼稚園希望者は年齢ごとに4～5人となります。

表4

（単位：人）

	H26.11 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	6	9	9	9	8	8
1歳	19	22	21	21	20	18
2歳	25	20	22	21	20	20
3歳	29	40 (5)	35 (4)	39 (5)	36 (4)	37 (5)
4歳	51	35 (4)	38 (5)	34 (4)	38 (5)	36 (4)
5歳	46	41 (5)	33 (4)	39 (5)	33 (4)	38 (5)
合計	176	167 (14)	159 (13)	163 (14)	155 (13)	157 (14)

H27年度以降の3歳以上の（ ）は幼稚園希望者の内数

H26.11実績値は、勝北風の子こども園の年齢別園児数

イ 施設整備

量の見込みにおける幼稚園希望者数（14～13人）や、現在の施設の状況（定員200人に対して88%の入所率）を勘案すると、特に改修等を行うことなく認定こども園の要件を満たすことができます。

また、既に一時預かり保育を実施しているため、幼稚園希望者の預かり保育についても対応可能です。

(4) 久米地区について

本地区の教育・保育施設は、久米保育所（公立）、倭文保育所（公立）の2園です。

本地区の幼稚園希望者の需要を地区内で満たすことができるよう、久米保育所を幼保連携認定こども園に移行します。

ア 年齢別の教育・保育必要数（量の見込みから算出）

年齢別の量の見込みから推計した教育・保育施設受入れ必要数は、平成30年度に、3歳児36人、4歳児37人、5歳児48人となります。（表5）そのうち、幼稚園希望者は年齢ごとに1～2人となります。

表5

（単位：人）

	H26.11 （実績）	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	14	11	11	10	10	10
1歳	35	22	22	21	21	21
2歳	40	29	22	23	22	21
3歳	40	53 (2)	47 (2)	37 (1)	36 (1)	35 (1)
4歳	48	39 (1)	54 (2)	48 (1)	37 (1)	37 (1)
5歳	50	46 (2)	39 (1)	54 (2)	48 (2)	39 (2)
合計	227	200 (5)	195 (5)	193 (5)	174 (4)	163 (4)

H27年度以降の3歳以上の（ ）は幼稚園希望者の内数

H26.11実績値は、久米保育所、倭文保育所の年齢別園児数合計

イ 施設整備

久米地区については、幼稚園希望者が合計で4～5人と少ないため、1園を認定こども園とし、他の1園は保育所として継続することが適当です。

久米保育所は、倭文保育所と比較して定員が多く、子育て支援センターを併設して久米地区の子育て支援の拠点となっているほか、一時預かりも実施しているため、施設的にも特に改修等を行うことなく幼保連携型認定こども園の要件を満たし、預かり保育に対応することも可能です。

このため、久米保育所を認定こども園とし、倭文保育所は保育所として継続します。

4 再構築に伴う課題への対応

(1) 保護者や地域への説明等

本再構築計画は、既設園の全園廃止を前提としており、廃止時点での4歳児クラスの利用家庭や、既設園への入園を考えていた家庭、また、園開放や各種イベント、施設訪問などにより、長年にわたって園を中心とした幅広い世代間の交流を重ね、子どもたちを見守ってきた地域に対して、大きな不安を与える側面があることは否定できません。

しかしながら、今回の再構築は、単に園児数の減少や施設の老朽化への対応を目的とするものではなく、幼児教育の充実が叫ばれる中で、適正規模による集団教育の実施及び職員の質向上や子育てニーズの変化への適切な対応を図る観点から、本市にとって必要不可欠な取組です。

そのため、保護者や地域に対しては、再構築への理解と協力を得られるよう、説明会の開催等を通じてこれらの点を丁寧に説明します。

また、教育・保育の担い手として私立幼稚園・保育園が大きな役割を果たしてきた本市の実情を踏まえ、再構築の取組について私立各園から十分な理解と協力を得られるよう配慮します。

(2) 閉園及び新設園開園時の園児・保護者対応

既設園の閉園時に4歳児クラスを利用することとなる家庭には、進級に伴い新たな受け皿となる施設が必要です。

園児や保護者にとって最善の保育環境が得られるよう、新設園に加え、私立幼稚園等も含めた複数の選択肢の提示に努めるとともに、転園が円滑に進むよう、きめ細かな支援を実施します。

(3) 通園対策

既設園への通園方法としては、現状、自家用車が約8割を占め、その他としては、徒歩、自転車又は路線バスが利用されています。

新設園においても、多数の家庭が送迎に自家用車を利用し、特定の時間帯に混み合うことが想定されるため、駐車場や進入路を十分確保し、送迎の利便性や安全性の向上を図ります。

また、自家用車を利用しない家庭については、路線バスの活用や専用の通園バスの運行を検討するなど、既設園に送迎する場合との比較上、できる限り負担の抑制に努めます。

(4) 地域の子育て支援や交流促進

既設園では、園開放実施時の子育て相談や幅広い世代の交流、幼稚園就園等に関する随時の相談を実施してきました。

新設園では、こうした子育て支援機能を拡充し、就園、未就園にかかわらず、誰でも気軽に子育て相談を行うことのできる体制や、地域や世代を越えた交流を促進する機能を備えることとします。

また、本市では、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が本格実施されることに伴い、関連事業をさらに拡充して、全市的な子育て環境の改善を図ることとしていますが、特に閉園となる地域についてはその影響を注視し、必要に応じて子育て支援センターの出張機能等の活用を図ります。

(5) 閉園後の財産活用

既設園の閉園後は、その敷地、建物、備品等の財産の有効活用が必要となります。

厳しい財政状況に鑑み、民間への売却も視野に入れつつ、財産の利活用について、市のファシリティ・マネジメント()の観点も踏まえて検討を進めます。

市の公共施設等について、社会環境の変化と市民ニーズを的確に捉え、中長期的な視点に立って整理統合を含め、効率的かつ持続的な施設等のあり方を企画・管理する経営活動

5 再構築のスケジュール（年次計画）

【津山地区の年度別実施内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
既設園	閉園について 説明会の実施	新設園について 説明会の実施		閉園 (平成 29 年度 未閉園予定)	評価・検証
新設園	用地選定、施設整備 ・園運営に関する事項の検討・決定 ・新設園に附属して実施する事業の検討・決定 (特別支援対応、預かり保育、通園対策等)			開園	

【加茂・阿波地区の年度別実施内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
公郷保育所	認定こども園 の検討	閉園について 説明会の実施	認定こども園 について説明 会の実施()	閉園 (平成 29 年度 未閉園予定)	評価・検証
加茂幼稚園		施設整備 園運営に関する事項の検討・ 決定		認定こども園 へ移行()	
阿波幼稚園	閉園について 説明会の実施			閉園 (平成 29 年度 未閉園予定)	

加茂幼稚園が認定こども園に移行することが決定した場合の予定

【勝北地区の年度別実施内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
勝北風の子 こども園	認定こども園 について説 明会の実施 園運営に関する 事項の検討・決定	認定こども園へ移行		評価・検証	

【久米地区の年度別実施内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
久米保育所	認定こども園の 委託に関する協議	委託先の選定	認定こども園 へ移行	評価・検証	
倭文保育所	認定こども園 について説 明会の実施				

6 再構築後の幼稚園等において推進する取組

幼児の心身の発達を助長するという幼稚園の本来的目的の達成はもとより、再構築後の新設園や認定こども園が総体として公立幼稚園の役割を果たしていくため、公立保育所や私立の各施設との連携の下、次の取組を推進します。

研修会、公開保育等の開催を通じた「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」の全職員への浸透及び同カリキュラム委員会を中心とした教育・保育施設のネットワーク拡大

人材、自然、歴史等の地域資源を積極的に活用した特色ある教育・保育の実践

幼児教育や子育てに関する調査・研究・発信を行うための職員体制や研修実施体制の強化

支援の必要な子どもを積極的に受け入れるための職員体制や研修実施体制の強化

電話相談・対面相談の実施、講座開催等の子育てに関する相談・情報提供機能の強化

園開放や各種行事の開催による未就園児を含む子育て家庭同士や子育て家庭と地域の交流促進

7 その他

(1) 計画の推進体制

ア 組織体制

本計画策定に当たり、庁内組織として設置した津山市立教育・保育施設再構築計画策定会議及び同作業部会を改組し、本計画の推進を担う組織として、(仮称)津山市立教育・保育施設再構築計画推進会議(以下、「推進会議」という。)及び同作業部会を設置します。

また、ソフト面では、こども課内に設置している幼稚園教諭等によるワーキンググループを継続させ、新設園の運営や教育方針、施設・設備がより実態に即したものとなるよう検討を進めるとともに、ハード面では、(仮称)津山市立幼稚園建設検討委員会を設置し、新設園にふさわしい園舎等のあり方を検討します。

なお、計画策定後は、津山市立教育・保育施設再構築計画検討委員会を廃止し、計画全般に関し必要な意見聴取や報告は、推進会議を経て津山市子ども・子育て審議会で行うこととします。

イ 取組に関する広報

再構築の取組の影響は、その程度は異なりますが、既設園や新設園の利用家庭のみならず、地域住民、さらには広く市全体に及ぶものと考えられるため、再構築に向けた取組の進捗状況等については、広報紙や市ホームページを通じて適宜周知を図ります。

(2) 計画の進捗管理と見直し

ア 進捗管理

再構築に伴う公立幼稚園の利用（希望）家庭等への影響を最小限にとどめるためには、本計画に基づく各種の取組の着実な実施が必要であり、津山市子ども・子育て審議会及び推進会議において進捗状況を確認・評価していきます。

イ 教育・保育に係る確保方策との整合

本計画は、支援事業計画に定めた量の見込み（ニーズ量）に対する提供体制の確保方策に基づき実施します。

そのため、園児数の状況や私立施設の動向等に基づき確保方策を変更しようとする場合は、同計画との整合を図るため、必要に応じて本計画で定めた内容も変更することとします。

ウ 役割、機能等の見直し

新制度の本格実施を始めとする子育て環境の変化や多様化・高度化する子育てニーズへの適切かつ柔軟な対応を図るため、公立幼稚園が果たすべき役割や備えるべき機能について点検し、必要に応じて見直します。

エ 再構築までに園児数が減少した場合の取扱い

再構築に伴う既設園の閉園の目標年度の前であっても、園児数の減少等により、集団教育の観点から園児にとって望ましい教育環境を確保しがたい状況となった場合は、休園等の手続きを行うこととします。

資料編

1 策定体制等

(1) 津山市立教育・保育施設再構築計画検討委員会設置要綱

平成26年6月25日

津山市告示第55号

(目的及び設置)

第1条 津山市立教育・保育施設の再構築に係る基本方針及び実施計画(以下「実施計画等」という。)の策定について、広く意見を聴取し、幅広い観点から検討するため、津山市立教育・保育施設再構築計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第1条の目的達成の日までとする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第3条 委員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画等の策定に関し意見を述べること。
- (2) 実施計画等に必要の調査及び研究に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(会議)

第4条 市長は、必要に応じて委員を招集し、会議を開くことができる。

2 市長は、前項の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども保健部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

津山市立教育・保育施設再構築計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属	
委員長	高瀬 淳	岡山大学大学院教育学研究科	准教授
副委員長	坂本 道治	津山市連合町内会	会長
委員	河原 一誠	津山市幼稚園PTA連絡協議会	会長
委員	久常 育生	津山市保育園父母の会連合協議会	会長
委員	土居 義幸	津山市保育協議会	会長
委員	塚本 さつき	津山市立幼稚園長会	会長
委員	福田 清美	高田小学校	校長
委員	柳 二郎	津山市私立幼稚園連合会	会長
委員	長谷川 毅	美作大学附属幼稚園	保護者代表
委員	福井 厚子	津山市立公郷保育所	所長
委員	和田 賢二	津山市教育委員会学校教育部	部長
委員	忠政 堅之	津山市こども保健部	部長

開催状況

- 第1回 平成26年 7月24日(木)
- 第2回 平成26年 9月 3日(水)
- 第3回 平成26年12月 3日(水)
- 第4回 平成27年 1月22日(木)
- 第5回 平成27年 2月16日(月)

(2) 津山市立教育・保育施設再構築計画策定会議設置要綱

平成26年6月25日

津山市訓令第15号

(目的及び設置)

第1条 本市における津山市立教育・保育施設再構築計画(第5条第1項において「計画」という。)を策定するため、津山市立教育・保育施設再構築計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌する事務は、前条の目的を達成するために必要な事項とする。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、こども保健部長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、学校教育部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、政策調整室長、財政課長、こども課長、協働推進室長、教育総務課長及び学校教育課長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

2 策定会議の会議において必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 計画の策定に関する専門的事項について調査及び研究を行うため、策定会議の補助機関として作業部会を置く。

2 作業部会は、策定会議の委員が属する部署の職員の中から会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、こども保健部こども課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

2 パブリックコメント

(1) 基本方針について

実施期間	平成 26 年 10 月 22 日 (水) ~ 平成 26 年 11 月 21 日 (金)
提出者数	2 人
提出意見数	9 件
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置付けについて : 1 件 ・園児数について : 1 件 ・施設について : 1 件 ・職員について : 1 件 ・公立幼稚園の適正規模について : 2 件 ・公立幼稚園の配置について : 2 件 ・公立幼稚園の施設整備について : 1 件

(2) 実施計画について

実施期間	平成 27 年 4 月 1 日 (水) ~ 平成 27 年 4 月 30 日 (木)
提出者数	5 人
提出意見数	16 件
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・津山地区の再構築計画について : 2 件 ・加茂・阿波地区の再構築計画について : 4 件 ・再構築に伴う課題への対応について : 3 件 ・再構築のスケジュールについて : 1 件 ・再構築後の幼稚園等において推進する取組について : 1 件 ・公立幼稚園の保育料について : 2 件 ・計画の進め方について : 1 件 ・パブリックコメントの方法について : 1 件 ・公立幼稚園の存続について : 1 件

3 諮問・答申

(1) 基本方針

津ここ第4595号

平成26年9月9日

津山市子ども・子育て審議会

会長 渡邊 義雄 様

津山市長 宮地 昭範 印

津山市立教育・保育施設再構築計画基本方針(案)
について(諮問)

本市における公立の教育・保育施設の再構築計画の基本方針案について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項第4号の規定により、貴審議会に諮問します。

平成26年9月19日

津山市長 宮地 昭範 様

津山市子ども・子育て審議会

会長 渡邊 義雄 印

津山市立教育・保育施設再構築計画基本方針(案)
について(答申)

平成26年9月9日付け、津ここ第4595号で諮問のあった「津山市立教育・保育施設再構築計画基本方針(案)」については、諮問どおりに決定することを適当と認めます。

(2) 実施計画

津ここ第9218号

平成27年2月19日

津山市子ども・子育て審議会

会長 渡邊 義雄 様

津山市長 宮 地 昭 範 印

津山市立教育・保育施設再構築計画実施計画(案)
について(諮問)

本市における公立の教育・保育施設の再構築計画の実施計画案について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項第4号の規定により、貴審議会に諮問します。

平成27年2月25日

津山市長 宮 地 昭 範 様

津山市子ども・子育て審議会

会長 渡 邊 義 雄 印

津山市立教育・保育施設再構築計画実施計画(案)
について(答申)

平成27年2月19日付け、津ここ第9218号で諮問のあった「津山市立教育・保育施設再構築計画実施計画(案)」については、諮問どおりに決定することを適当と認めます。